

## 平野区在宅医療・介護相談窓口ステッカー取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、在宅医療・介護サービスに積極的に取り組む平野区内の医療機関、薬局、介護サービス事業所及び施設等（以下、「医療機関等」という。）を「相談窓口」として広く区民に周知することにより、疾病等により在宅医療や介護サービスが必要となった区民が気軽に相談でき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進することを目的とする。

### (内容)

第2条 前条の目的を達成するために、所定の手続きにより医療機関等に「平野区在宅医療・介護相談窓口ステッカー」（別図のとおり）（以下、「ステッカー」という。）を交付し、交付された医療機関等は区民の見やすい場所に掲示するとともに相談対応を行う。

### (交付申請等)

第3条 ステッカーの交付を受けようとする医療機関等は、「平野区在宅医療・介護相談窓口ステッカー交付申請書」（別記第1号様式）により、平野区保健福祉センター所長あて申請し、承認を受けなければならない。

2 委員会は、申請を受けた場合、本要領に照らして承認の可否を決定した上で申請者に対し「平野区在宅医療・介護相談窓口ステッカー交付承認通知書」（別記第2号様式）又は「平野区在宅医療・介護相談窓口ステッカー交付不承認通知書」（別記第3号様式）で通知するものとする。

3 交付承認を受けた医療機関等で、第1項により申請した内容に変更が生じた場合、「平野区在宅医療・介護相談窓口ステッカー交付変更届」（別記第4号様式）により委員会に届け出なければならない。

### (遵守事項)

第4条 ステッカー交付の承認を受けた医療機関等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 在宅医療や介護保険サービスに関する相談に対応すること
- (2) ステッカーを区民の見やすい場所に掲示すること
- (3) ステッカーを第三者に貸与又は譲渡しないこと
- (4) ステッカーの改変等は行わないこと
- (5) 公序良俗等に反する等の信用を害する不適切な活動は行わないこと
- (6) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えないこと

(交付承認の取消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消し「平野区在宅医療・介護相談窓口ステッカー交付承認取消通知書」(別記第6号様式)により通知するものとする。

(1) 医療機関等から「平野区在宅医療・介護相談窓口ステッカー交付承認取消届書」(別記第5号様式)により申し出があった場合

(2) 医療機関等が前条の事項を遵守しなかった場合

2 前項による取消しを受けた医療機関等は、直ちにステッカーの掲示を中止しなければならない。

(庶務)

第6条 ステッカー交付に関する庶務は、平野区役所保健福祉課(地域保健)において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。